



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和8年2月12日(木) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
環境生活政策課	生物多様性係	久留	内線 2921 直通 058-272-8231 FAX 058-278-2605

「岐阜県レッドリスト（植物編・動物編）二次改訂版（案）」に対する 県民意見募集（パブリック・コメント）について

県では、「岐阜県レッドリスト（植物編・動物編）」を作成し、絶滅のおそれがある野生生物の現状を明らかにするとともに、その保護対策に取り組んでいます。

野生生物の生息・生育状況は、開発など様々な要因に伴う環境の変化によりその状況は常に変動することから、このたび学識経験者などからなる「岐阜県レッドリスト・外来種リスト調査検討委員会」の調査結果をもとに、「岐阜県レッドリスト（植物編・動物編）二次改訂版（案）」を作成しました。

つきましては、「岐阜県レッドリスト（植物編・動物編）二次改訂版（案）」について、県民の皆さまのご意見を募集します。

記

1 意見の募集対象

岐阜県レッドリスト（植物編・動物編）二次改訂版（案）

2 意見の募集期間

令和8年2月13日（金）～3月16日（月）

※郵送の場合は3月16日（月）消印有効、FAX・電子メールの場合は3月16日（月）必着

汎用電子申請基盤（LoGo フォーム）での回答は3月16日（月）23時59分まで

3 レッドリスト二次改訂版（案）の閲覧方法

(1) インターネット（岐阜県庁ホームページ）

岐阜県民意見募集

web検索

岐阜県庁ホームページ > 分類でさがす > 県政情報 > 広報・広聴 >
県政へのご意見・ご提案 >
県民意見募集（パブリック・コメント）>
岐阜県レッドリスト（植物編・動物編）二次改訂版（案）
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/479358.html>

(2) 印刷物

- ・県庁（1階情報公開・行政相談窓口前、9階環境生活政策課）
 - ・岐阜地域環境室（OKB ふれあい会館内）
 - ・各県事務所（西濃、揖斐、中濃、可茂、東濃西部、恵那、飛騨の各総合庁舎）
- ※閲覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日を除く）

4 意見の提出方法

「意見提出用紙」に、住所、氏名（団体、企業の場合はその名称及び氏名）、連絡先を明記し、郵送、FAX、電子メール、汎用電子申請基盤（LoGo フォーム）のいずれかの方法で、以下へ提出してください。

岐阜県環境エネルギー生活部 環境生活政策課 生物多様性係 行

- ・郵 送：〒500-8570（専用郵便番号のため住所の記載は不要）
- ・FAX：058-278-2605
- ・電子メール：c11260@pref.gifu.lg.jp
- ・汎用電子申請基盤（LoGo フォーム）URL：<https://logoform.jp/form/T8mB/1433120>

【留意事項等】

- ・件名を『「岐阜県レッドリスト（植物編・動物編）二次改訂版（案）」に対する意見』としてください。（郵送の場合は封筒にご記入ください。）
- ・「意見提出用紙」は、岐阜県庁ホームページ、もしくは閲覧場所において入手できます。
- ・ご意見を提出される場合は、住所、氏名、電話番号、メールアドレスを必ずご記入ください。
ご記入がないものについては、本募集の意見として受付できない場合があります。
- ・連絡先は、提出いただいたご意見の内容に不明な点があった場合等の確認のため使用します。
- ・電話又は口頭によるご意見の提出はご遠慮ください。また、ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。
- ・ご意見は、日本語で記載してください。
- ・いただきましたご意見は、住所、氏名、連絡先を除き、公表させていただく場合があります。
- ・個人情報につきましては、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。

5 問い合わせ先

岐阜県環境エネルギー生活部 環境生活政策課 生物多様性係

受付時間：午前8時30分から午後5時15分（土日祝日を除く）

電話番号：058-272-8231（直通）